

I 病虫害の総合防除の実施に関する基本的な事項

背景・経緯

- 温暖化等による気候変動により病虫害の発生量の増加、分布域の拡大、発生時期の早期化及び長期化など病虫害のまん延リスクが上昇している。
- 化学農薬に過度に依存した防除により薬剤抵抗性が発達した病虫害が発生・まん延し、従来の防除体系では農作物への損害の発生抑制が難しい事例も発生しており、化学農薬に依存しない防除対策の推進がより強く求められている。

国の取組

- 「みどりの食料システム戦略」に基づき、スマート防除技術体系の活用や、リスクの高い農薬からリスクのより低い農薬への転換を段階的に進めつつ、化学農薬のみに依存しない総合的な病虫害管理体系の確立・普及等を図ること等により、2050年までに化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減を目指す。
- 令和5年4月1日に施行された改正植物防疫法（以下「法」という。）に基づき、「指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針（以下「指針」という。）」を策定し、指定有害動植物の総合防除を推進する。

県の取組

- 「宮城県みどりの食料システム戦略ビジョン」に基づき、発生予察情報を用いた防除に加えて、病虫害の性質に応じた予防策も講じる「総合防除」の考え方を取り入れ、化学農薬のみに依存しない取組の推進により、2030年までに化学農薬使用量の10%低減を目指す。

計画の位置づけ

本計画は、法22条の3第1項に基づく、指針に掲げる総合防除計画の位置づけであり、本県においては、**病虫害の発生しにくい生産条件の整備による発生の予防、気象や農作物の生育状況を踏まえた病虫害の発生予察、発生状況に応じた防除措置を推進することを目指すものである。**

II 病虫害の種類ごとの総合防除の内容

発生予察事業で定められた発生予察対象の病虫害及び県で選択した**15品目**の病虫害のうち、県内での発生状況等から選択した**126種**の病虫害について総合防除の内容を定める。

総合防除の対象品目及び病虫害数

品目	病虫害数	害虫数
1 水稲	11	13
2 麦類	3	—
3 大豆	4	8
4 りんご	7	5
5 なし	3	4
6 うめ	2	2
7 きゅうり	7	4
8 トマト	6	3
9 なす	5	5
10 ねぎ	4	4
11 ほうれんそう	3	4
12 いちご	5	4
13 きく	1	4
14 作物共通	—	4
15 果樹共通	—	1
合計	61	65

共通の取組事項（総論）

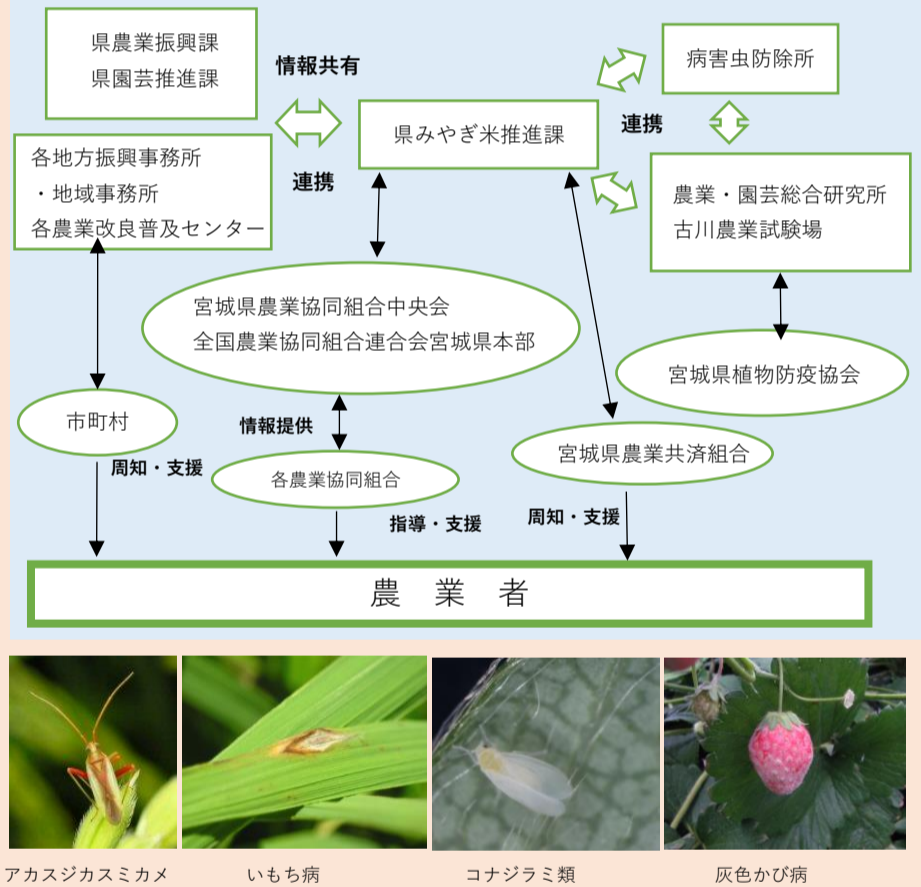
- （1）病虫害の発生しにくい環境づくり
- （2）発生予察情報に基づく防除
- （3）要防除水準に基づく防除
- （4）農薬耐性菌・抵抗性害虫対策
- （5）化学農薬に依存しない防除の推進

品目共通、病虫害ごとに具体的な取組事項を掲載。

品目	病虫害	方法
水稲	共通取組事項	・資材の洗浄や作業施設等の清掃、病気の伝染源を除去する。 ・土壌診断を行い、適正な施肥管理を行う。 ・ケイ酸質肥料を施用する。
	いもち病	・健全種子を使用する。 ・抵抗性品種を使用する。 ・塩水選により、健全な種もみを選択する。 ・種子消毒（温湯浸漬、微生物農薬、化学農薬等）する。
	イネドロオウムシ	・ほ場周辺、けい畔等のイネ科雑草を除草する。 ・育苗箱施用剤等を処理する。 ・要防除水準を参考に適期に薬剤散布する。

III 病虫害の防除の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項

通常時の県・関係機関・農業者の協力体制とそれぞれの役割分担を記載。



アカスジカスミカメ いもち病 コナジラミ類 灰色かび病

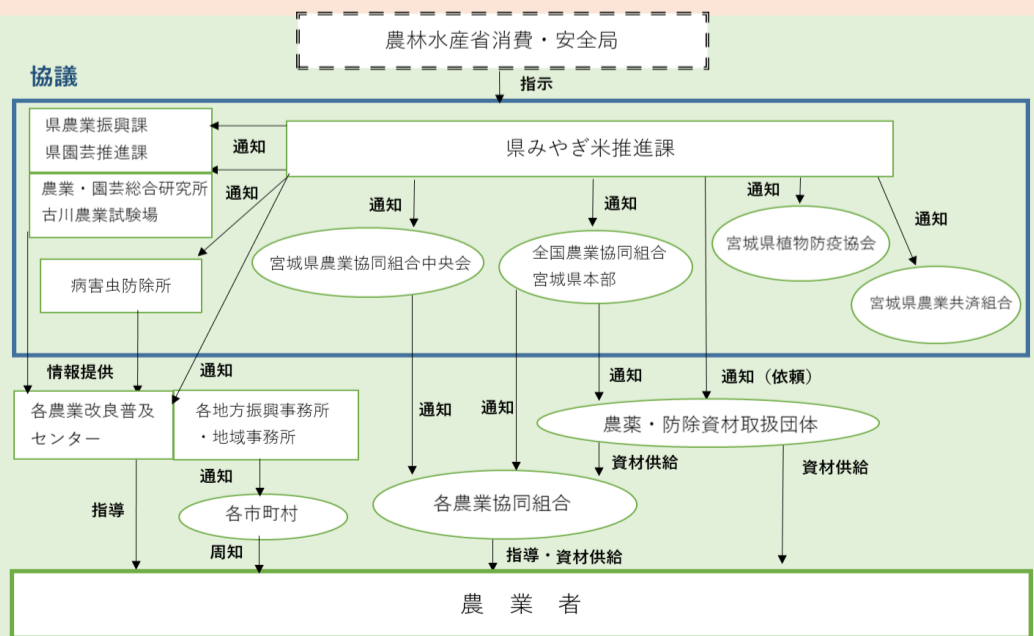
IV 異常発生時防除の内容と実施体制に関する事項

病虫害が異常発生した際の、**防除内容**と**県・関係機関**

・**農業者の連絡体制と役割分担**を記載

病虫害の異常発生時に実施する防除内容

- （1）早期収穫する。
- （2）被害株や被害果のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、被害株の漉き込み等を徹底する。
- （3）緊急的であり、より有効な防除対策を地域一斉的に講じる。
- （4）次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草の防除、土壌消毒等）を徹底する。



※表は指示連絡系統とその流れ及び主な役割分担

行政・関係機関・農業者等が連携して、予防、判断・防除に基づいた病虫害の「総合防除」を推進